

2010(平成22)年度 法学既修者入学試験問題

憲 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問（設問が2つ）ある。なお、問題冊子とは別に、資料を1枚配布する。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

次の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。

Yは、東京都内にある社会保険庁P社会保険事務所に勤務する一般職国家公務員である。P社会保険事務所は、厚生労働省の外局として設置された社会保険庁の地方支分部局として各都道府県におかれた地方社会保険事務局の出先機関として全国に250か所余ある社会保険事務所の一つであり、管轄区域内の健康保険、厚生年金及び国民年金の運用、給付、保険料の徴収に関する業務を行っている。YはP社会保険事務所において、国民年金の資格に関する事務等を扱う国民年金業務課で相談室付係長として相談業務を担当している。Pの業務は裁量の余地のない機械的業務と言ってよく、また、Yには支給される年金額を変更するなどの権限はなく、保険料徴収の手續に携わることもない。

Yは、特定の政党を支持してはおらず、各種選挙においてもその都度自らの判断でさまざまな候補者や政党に投票をしてきた。他方でYは、学生時代から選挙制度について多大の関心を有しており、現在でもしばしば友人たちと議論をしている。Yとその友人たちが特に問題と感じているのは、衆議院議員小選挙区選挙及び参議院議員選挙区選挙における「投票価値の不平等」であった。

さて、201X年8月末日に衆議院が解散され、これをうけて、衆議院議員総選挙の投票日は同年9月30日とされた。また、同日に最高裁判所裁判官国民審査（以下、「本件国民審査」という。）も行われることとなった。Yらは、本件国民審査を「投票価値の不平等」の解決のために有効に活用できないかと考えた。そして、本件国民審査に付される最高裁判所裁判官6名（A～F）のうちAとBの2名について、投票用紙に「罷免を可とする」という意味の×印を付けるように呼びかける下記内容のビラ（以下、「本件ビラ」という。）を作成し配布することを思い立った。

本件ビラには、「衆議院議員小選挙区選挙及び参議院議員選挙区選挙における『投票価値の不平等』はもはや見過ごせない段階に至っている。衆議院議員小選挙区選挙における最大格差は1対2を超えており、また、参議院議員選挙区選挙に至っては未だに最大格差は約1対5である。一人一票の原則からも格差は1対1に近づけなければいけない。ところが、最高裁は、衆議院議員小選挙区選挙における1対2を超える最大格差についても、また、参議院議員選挙区選挙における1対5を超える最大格差についても、合憲とする判断を繰り返してきた。たしかに最高裁には違憲判断を示す裁判官もいるが、反対意見にとど

まっており、多数意見になる見通しが無い。これではいつまでたっても『投票価値の不平等』は是正されず、民主主義が実現されない。そこで、国民自身が最高裁に声を上げるべきである。そのための制度として最高裁判所裁判官国民審査がある。今回の国民審査に付される裁判官6名のなかでAとBだけが、過去に『投票価値の不平等』の問題を扱った判決に関与し、かつ、衆参両院における最大格差の現状を合憲とした。だからAとBに×を付けよう。」と記載されていた。

Yらは、「一人一票を実現する会」の名で本件ビラを作成し、本件国民審査の投票日の一週間前にあたりYら全員が休日となる9月23日（日曜日）に、都内の最寄りの私鉄駅前広場にて通行人に本件ビラを100枚程度手渡した。なお、本件ビラの内容には政党や政治団体の名は登場しない。

Yは、その行為が人事院規則14-7「政治的行為」5項2号、6項13号に該当するとして、国家公務員法110条1項19号、102条1項違反の罪で起訴された。

* 国家公務員法の条文は『ポケット六法』に収録されている。人事院規則14-7の条文は別途配布する。

〔設問〕

1. あなたがYの弁護人であったとして、裁判においてどのような憲法上の主張を行うか、具体的に論じなさい。 (70点)
2. 1で述べた弁護人の主張に対して検察官としてどのような反論ができるか、述べなさい。 (30点)

余白